2025年５月15日

各　位

会 社 名　ｎｍｓホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　河野　寿子
（コード：2162 東証スタンダード）
問合せ先　執行役員 経理部長 川村　岳生
（TEL：03-5333-1711（代表））

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025 年３月 26 日付「株主による臨時株主総会の招集請求及び定時株主総会の株主提案の受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の株主かつ現任取締役である小野文明氏（以下「提案株主」といいます。）より、2025 年６月開催予定の当社第 40 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に係る株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、当社指名諮問委員会の答申を踏まえて、本株主提案に反対の意見表明を行う旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社監査等委員会からは、本株主提案に対する当社取締役会の意見及びその理由について賛同する旨の意見を受領しております。

なお、当社は、2025 年５月 15 日付「取締役の選任に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役の選任に係る議案（以下「会社提案」といいます。）を本定時株主総会に上程する予定ですので、あわせてご参照ください。

記

１．本株主提案の内容

議案①　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
議案②　監査等委員である取締役３名選任の件

本株主提案に係る取締役候補者の詳細については、2025 年３月 26 日付「株主による臨時株主総会の招集請求及び定時株主総会の株主提案の受領に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本株主提案には、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者として、会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と重複する当社現任取締役２名（太田聡氏及び渡辺一博氏。以下「重複候補者」と総称します。）が含まれております。しかし、重複候補者はいずれも本株主提案に係る取締役候補者となることについて事前に何ら説明されておらず、承諾もしていないため、会社提案が否決され、株主提案が承認可決された場合、取締役に就任する予定はないとの意向が示されております。

２．本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案についていずれも反対いたします。

※但し、会社提案として上程予定の重複候補者（当社現任取締役２名）に係る議案を除きます。以下同様です。

３．本株主提案に対する反対の理由

（１）本株主提案は、ガバナンスの機能不全を招来し、企業価値を毀損するおそれが極めて高いこと

当社は、2024 年 12 月 16 日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、昨年発覚した前代表取締役である提案株主による不適切な経費の使用等（以下「本不正事案」といいます。）に関し、2024 年 10 月 21 日付の取締役会決議により社外取締役及び外部弁護士で構成される特別調査委員会を設置し、同委員会から同年 12 月 13 日付で調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしました。

本調査報告書においては、①提案株主が使用した接待交際費について、本調査報告書の調査対象期間である 2017 年３月から 2024 年７月までにおいて、少なくとも、(i)相手方との飲食の事実がないと認められた接待交際費が 132 件（約 635 万円）、(ii)相手方との飲食の事実の有無が不明であった接待交際費が 191 件（約 1040 万円）あったこと、②提案株主による当社社用車の私的利用（知人女性との飲食のための送迎等）が相当数あったこと、③提案株主が社宅に知人女性を住まわせていたことなどが認定されております。また、同報告書では、本不正事案に対する再発防止策として、提案株主の影響力を排除ないし減殺する体制変更を行うことなどが提言されております。さらに特別調査委員会による調査の過程においては、提案株主が過去に当社社長室において業務時間中に日常的にトランプ遊戯を繰り返しており、「一時の娯楽に供する物」とは評価しかねる飲食や現金が賭けられていた疑い（賭けトランプの疑い）も生じております。

その後、当社は、2024 年 12 月 20 日付「再発防止策および関係者の処分に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本不正事案を厳粛に受け止めるとともに、健全な体質へ転換する好機と捉え、本調査報告書において指摘された原因分析及び再発防止への提言に真摯に向き合い、実効性のある再発防止策（以下「本再発防止策」といいます。）の策定と内部統制強化に取り組んでまいりました。

また、当社取締役会は、提案株主に対し、本不正事案に見られる公私混同の常態化、コンプライアンス意識の低さ、社会の公器である上場会社の代表者としての自覚の欠如など、その責任は重いことを踏まえ、2024 年 12 月 20 日及び 2025 年１月 14 日に社長職から退くのみではなく当社取締役も辞任するよう勧告を行いました。しかし、提案株主は、取締役の辞任を拒絶するにとどまらず、その後も、「７年程度で 630 万円程度の軽微な違反があるにすぎない」、「１年当たり 1,000,000 円にも満たない経費」などと本不正事案の実態を矮小化する主張を繰り返しております。

このように、提案株主による一連の行動は、当社のガバナンスに重大な懸念を生じさせるものであるところ、それにもかかわらず、提案株主は自らを取締役候補者とする本株主提案を行うに至っており、上場会社として当社のガバナンスを正常化させる取り組みに逆行するものに他なりません。

本株主提案の取締役候補者である松本正登氏（以下「松本氏」といいます。）は、本調査報告書において、提案株主である「小野氏の意向を拒否することがほとんどなく、小野氏の機嫌を損ねてはいけないという思いで小野氏の要望を受け止めており、小野氏に牽制を利かせることはできなかった」と指摘されており、提案株主自身も「唯一、私に賛同する行動をしていた」と主張するとおり、提案株主による不正を助長してきた者です。また、松本氏については、同氏による海外出張時に顧客訪問をすることなく、当社の提携先からカジノ資金を借り入れたうえでカジノを行っていた疑いが判明し、当社による調査の継続中であった 2025 年２月の当社監査等委員との面談において、同氏が提案株主と海外出張中にカジノを行っていたことを認め、自身の体調に不安があることなどを説明したうえで自ら辞任するに至った経緯に鑑みれば、当社の取締役として適切に職務を遂行いただくことは期待できません。

さらに、本株主提案の取締役候補者である時田宗明氏（以下「時田氏」といいます。）は、本調査報告書において、提案株主の接待交際費の相手方としてヒアリング調査の対象となった「M氏」であり、時田氏との飲食に係る接待交際費として経費申請された47件（約209万円）のうち、(i)時田氏との飲食の事実がないと認められた接待交際費が23件（約80万円）、(ii)時田氏との飲食の事実の有無が不明であった接待交際費が21件（約104万円）と認められるなど、提案株主との間で不透明な関係にあったことが疑われている人物であります。

なお、重複候補者（太田聡氏及び渡辺一博氏）については、会社提案である取締役選任議案として付議される予定であるため、本株主提案においては賛否をお示しいただく必要がありません。そもそも重複候補者である両氏は、本株主提案に先立って提案株主からは何らの事前説明をされておらず、本株主提案の候補者となることも承諾しておりませんので、会社提案が否決され、株主提案が承認可決された場合には取締役に就任する予定はないとの意向が示されております。重複候補者におきましては、これまでも提案株主に対する辞任勧告に賛成してきたところであり、今後、株主の皆様の期待にお応えして当社事業を成長させていくためにも、会社提案の取締役会構成こそが最良の選択肢であると考えており、本株主提案の取締役会構成には強く反対しております。

監査等委員である取締役３名選任の提案についても、候補者の渡邉雅之氏（弁護士、重要な兼職７社）、横山友之氏（公認会計士、重要な兼職11社）、森井じゅん氏（公認会計士、重要な兼職５社）は、それぞれ兼職先が多数に及び、本不正事案を受けた再発防止やガバナンスの改善などの課題を抱える当社の現状に鑑みれば、当社の監査等委員である取締役としての職務に十分な時間を確保できない可能性が高いことが懸念されます。当社指名諮問委員会（独立役員である社外取締役３名及び代表取締役１名により構成）におきましては、上記候補者３氏との間で面談を実施しましたが、当社の事業に対する理解が十分ではなく、当社取締役会に期待される役割やその役割を果たすためのスキルセットに鑑みても、会社提案の候補者に代えて又はこれに追加して選任をいただく必要性を見出すことはできないとの結論に至っております。また、当社は現在、会社法の定めに従い当社監査等委員が当社を代表して、提案株主に対して本不正事案に関する訴訟を提起しておりますが（詳細は2025年５月14日付「（開示事項の経過）訴訟提起に関するお知らせ」をご参照ください。）、提案株主による本株主提案の候補者となった経緯に鑑みると、上記３名において、当該訴訟の追行を含めて、ガバナンスの改善に資する活動は期待できないものと考えております。

以上に鑑みると、本株主提案が一部でも承認可決された場合、本調査報告書が提言する提案株主の影響力を排除ないし減殺する体制変更を行うことができないどころか、むしろ、当社のガバナンスの機能不全を招来し、当社の企業価値を毀損するおそれが極めて高いことは明らかであると判断しております。

（２）本株主提案は、本中期経営計画の実現による企業価値向上の妨げとなるおそれが極めて高いこと

当社は、2025年５月15日付「ｎｍｓ ホールディングス中期経営計画 2025年度(26年３月期)－2027年度(28年３月期)」にて公表しましたとおり、本不正事案の発生及び特別調査委員会の提言を真摯に受け止め、本再発防止策に取り組みながら、当社の企業価値向上に向けて再出発を切るためにも、2025年５月15日、新たな中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定・公表いたしました。

そして、2025年５月15日付「取締役の選任に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社取締

役会としては、過半数を独立社外取締役が占めることとなる会社提案によって、取締役会の監督機能のより一層の充実を図りつつ、本中期経営計画を着実に実行していくことが、当社の企業価値及び株主価値の観点から最適であると判断いたしました。当社取締役会といたしましては、本株主提案が承認可決され、提案株主らが当社経営を担うこととなった場合には、取引先及び金融機関との関係を維持することも困難となり、本中期経営計画の実施はおろか、当社事業の継続さえ疑義が生じかねないものと考えております。

また、2025年３月10日付「資本業務提携、第三者割当による自己株式の処分並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、提案株主による本不正事案の発覚により、取引先及び金融機関における信用悪化が懸念される中で、2025年３月、当社と同業かつ上場会社である株式会社ワールドホールディングス(以下「ワールドホールディングス」といいます。)との間で資本業務提携（以下「本提携」といいます。）を行うこととしました。本提携に基づき、①人材ビジネス事業におけるエリア補完、②多様な人材の採用強化・連携、③ものづくりノウハウの融合によるサービスラインナップの強化、ものづくり人材の育成、④事業セグメントの垣根を超えた横断的営業体制の確立、⑤外国人材に対するノウハウの活用及び規模の拡大等の企業価値向上に向けた施策を推進していくことで、当社信用の補完及び回復にも繋がると考えております。なお、2025年３月21日付「株主による自己株式の処分の差止め仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、提案株主は、同月17日、東京地方裁判所に対して、本提携のためにワールドホールディングスを引受先として当社自己株式の処分を行うことを差し止める仮処分命令の申立てを行いましたが、当該申立ては裁判所により却下されております。

また、当社は、提案株主が代表取締役、松本氏が取締役を務めていた前経営体制下で常態化した国内・海外での接待交際費等の私的流用などを完全に排し、当社事業を再度成長軌道に乗せる必要があるところ、本提携は当社事業の成長に資するものであり、とりわけ人材ビジネス事業においては、これまで停滞していた売上・利益を着実な成長へと転換することに大きく貢献するものと期待しております。当社とワールドホールディングスにおきましては、これから両社によるステアリングコミッティーを設置し、本提携による効果の早期創出に向け、様々な取り組みに着手するべく検討を進めており、本中期経営計画も、これを前提に作成しております。提携パートナーであるワールドホールディングスにおきましても、当社とワールドホールディングス両社の企業価値向上を実現するためにも、会社提案の取締役体制を支持する旨を表明いただいております。

仮に、提案株主を候補者に含む本株主提案が承認可決された場合、取引先及び金融機関との取引関係にとどまらず、ワールドホールディングスとの本提携にまで深刻な悪影響を及ぼし、その結果、本中期経営計画の実現は困難となり、企業価値向上の妨げとなるおそれが極めて高いことは明らかです。

（３）本株主提案に関連した提案株主の主張は、誤りであること

①　株式会社志摩電子工業に関する提案株主の主張は、明らかに事実に反すること

提案株主は、本株主提案に関連して、2024年３月頃、当社が当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）から、株式会社志摩電子工業（以下「志摩電子」といいます。）の減損判定をめぐる監査を受けていたにもかかわらず、2024年３月当時、意図的に提案株主に対する情報共有を遮断しており、特別調査委員会の調査によって提案株主を代表取締役等から排除したのは志摩電子の減損判定をめぐる監査を受けていたことを隠ぺいするためであった疑いがあると主張しています。しかし、以下のとおり、提案株主の主張は明らかに事実に反し、株主の皆様を混乱させる誤った主張と言わざるを得ません。

まず、当社が特別調査委員会を設置したのは、特別調査委員会の本調査報告書にも記載があるとおり、当社の監査等委員会が、2024年８月に、あずさ監査法人から、同法人において提案株主による経費の私的流用に関する情報を入手したとして、社内調査を行うよう要請を受けたことに端を発します。これについて社内調査を行い、会計データや支払帳票の確認等を進めたところ、その過程において、経費申請の内容と実態が不整合である事案があり、提案株主による経費私的流用に係る具体的な疑義が確認されました。そこで、当社取締役会は、さらに詳細な調査によって事実関係やその原因等を明らかにする必要があると判断し、2024年10月21日付で特別調査委員会を設置しました。このように、特別調査委員会による調査は、志摩電子に関する監査とは全く関係がありません。

また、そもそも、2024年３月期決算において、あずさ監査法人から志摩電子株式の減損判定に係る指摘を受けていたという事実も存在しません。志摩電子については、当社の子会社である株式会社TKR（以下「TKR」といいます。）が、2024年３月31日、グループ経営資源活用による基盤強化のため、子会社のパワーサプライテクノロジー株式会社と志摩電子の事業シナジー創出を目的として、当社に対して志摩電子の株式を譲渡いたしました。当社によるTKRからの志摩電子株式の取得は関連当事者取引に該当するため、当該取引価額は第三者の評価に基づき合理的に算定しており、関連当事者取引の会計処理の適切性については、あずさ監査法人宛ての当社の経営者確認書に記載され、提案株主自身が記名押印をしております。このように、2024年３月期決算においては、あずさ監査法人から上記志摩電子株式の譲渡に係る取引の会計処理を含めて監査を受け、財務諸表について適正意見を受領していたのであって、志摩電子株式の減損判定に係る指摘を受けていたという事実は存在しません。むしろ提案株主は経営者として必要な情報の共有を受けて、志摩電子株式について、関連当事者取引における取引価額の合理性という観点から、その評価の妥当性が検討対象とされている状況を認識しつつ、その妥当性を自ら確認しているのであって、提案株主の主張は事実に反するものです。

なお、提案株主は、上記の東京地方裁判所における仮処分事件に係る裁判手続においても、「特別調査委員会を組成した真の目的が志摩電子に関する事項の隠ぺいにあった可能性がある」と主張しておりましたが、東京地方裁判所はそのような事実を認定することなく、提案株主の申立てを却下する旨の決定を行っております。

②　現経営陣のもとで責任ある本中期経営計画が策定・公表され、企業価値向上に向けた取り組みを着々と進めていること

提案株主は、提案株主による代表取締役の辞任及び松本氏による取締役の辞任後に現経営陣が取引先や海外の提携先に対する説明等を怠っており、重大な危機や業績の悪化が見込まれると主張して、提案株主及び松本氏を候補者とする本株主提案を行っております。

しかし、上述のとおり、提案株主は本不正事案によって当社の企業価値を毀損した張本人であり、松本氏も自身の不正行為の疑義や体調不良などを背景に辞任したにもかかわらず、提案株主及び松本氏を取締役候補者とする本株主提案は上場会社として当社のガバナンスを正常化させる取り組みに逆行するものと言わざるを得ません。

また、当社グループは、中核事業である人材ビジネス事業の事業主体である日本マニュファクチャリングサービス株式会社の代表取締役を松本氏が辞任した後、後任の荒井清光氏（以下「荒井氏」といいます。）を中心に取引先をはじめとするステークホルダーへの説明や協議を適切に進めており、荒井氏は事業管掌の社内取締役候補者として当社取締役会に参画すべく、会社提案にも含まれております。

さらに、当社は、資本業務提携の提携先であるワールドホールディングスとの協議や海外事業戦略の見直し、構造改革に向けた準備を着々と進めており、それらを踏まえて、本中期経営計画の策定・公表に至りました。人材ビジネス事業では、ワールドホールディングスとの連携で基盤再構築とトップライン成長を掲げ、運転資金マネジメントも強化し利益率向上をめざしており、同社とステアリングコミッティーを設置し、両社の連携による効果の早期創出をめざしています。

また、ＥＭＳ事業においては、得意とするところに経営資源を投入し、ビジネスエリア・参入市場を拡大するとともに、カスタム電源事業では、グループ内ＥＭＳ機能を取り込み国内生産体制の整備等、事業規模拡大に向けた施策を実行します。これらを基に、グループ全体では、2027 年度に営業利益 50 億円超、フリーキャッシュフロー80 億円規模の創出をめざします。

今後、本中期経営計画を着実に実行していくためには、会社提案の取締役候補者が最良の選択肢であり、提案株主や松本氏をはじめとする本株主提案の取締役候補者が当社の経営に参画することは、いたずらに社内の混乱を招き、事業を停滞させ、本中期経営計画の達成の妨げとなる危険性が極めて高いと考えております。

以　上